

JMAAB メンバー規約

第1条（名称） 本会は「JMAAB（Japan MATLAB Automotive Advisory Board）」と称する。

第2条（目的） 本会は、日本の組み込みソフトウェア業界の開発効率と製品競争力の向上のため、モデルベース開発（MBD：Model-Based Development）の推進と、MATLAB、Simulink ベースの設計・開発環境をより発展させることを目的とする。

第3条（基本理念） 本会の理念は、企業の壁を越えて「開発環境構築では協調、製品で競争」と定める。

第4条（活動内容） 本会は目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) MBD 推進の課題の明確化と解決のための議論
- (2) 勉強会およびセミナー等の開催
- (3) 活動会議体の成果物の発表
- (4) メンバー間の交流
- (5) MathWorks 製品に対する要望の取りまとめ
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第5条（構成員） 本会に次の会員を置く。

- (1) 一般メンバー
- (2) コア会社
- (3) コアメンバー
- (4) ボードメンバー
- (5) 事務局
- (6) 特別会員、名誉会員

2 一般メンバーは、本会に所属団体を明示し会員登録を行った会員のことをいう。

- (1) 会員登録後は事務局からの確認連絡に応じること。
- (2) 会員は、事務局に退会の連絡をすることで任意に退会が可能
- (3) 事務局からの確認連絡に応じない、または、登録されたメールアドレスが無効となっている場合、事務局は、当該会員の登録を取り消すこと。

3 コア会社は、組織的に MATLAB プロダクトファミリーを用いており、本会の目的に賛同し、所定の手続きで承認を得た会社とする。

- (1) コア会社は、任意に退会することが可能
- (2) 正当な理由なく2年間、活動会議体、コア会議、ボード会議への参加が無い場合、第8条に定めるコア会議の決議を経て、除名することが可能

- 4 コアメンバーは、コア会社、あるいは、コア会社の連結子会社に所属しており、各コア会社の代表者から活動会議体への参加を認められた一般メンバーとする。
- 5 ボードメンバーは、コアメンバーから立候補をし、ボード会議またはコア会議にて承認をされることを要する。
 - (1) コアメンバーとして、活動経験が1年以上ある者
 - (2) 任期は無期限
 - (3) 本人の意思により任意に退任することが可能
- 6 事務局は、本会活動が活発になるよう、各活動会議体の秩序を管理し、活動をサポートする。
MathWorks Japan 内に置く。
- 7 JMAAB に長年多大な貢献をしたメンバーは、コア会社の条件に合致しなくなる時に、JMAAB 活動への参加が可能である特別会員もしくは名誉会員へ変更する場合がある。
 - (1) 特別会員はコア会社以外の会社や組織で活動継続が可能な場合に使用する名称
 - (2) 名誉会員は JMAAB での活動継続が困難になる場合に使用する名称
 - (3) 対象会員はボード会議で判断

第7条（ボード会議） ボード会議は、本会の運営、発展の為に必要な、計画・活動案の策定、議題の選定、規約の改定など、全ての決議 採択を行う会議である。

- (1) 2～3 ヶ月に1回開催を目安とする。
- (2) ボードメンバーの要請により必要に応じて臨時会議を招集することが可能
- (3) ボードメンバー、活動会議体の幹事、事務局が参加する。
- (4) 議題によりボードメンバーからの要請で、JMAAB 内外の人の参加が可能である。
- (5) ボードメンバーおよび当該活動会議体の幹事が必要と認め、承認した場合、コアメンバーのオブザーバー参加が可能である。ただし参加目的によっては、時間の制限を設ける場合がある。

第8条（コア会議） コア会議は、次の事項について議決する。

- (1) 活動会議体の成果、活動報告、新規テーマ、活動の継続・完了
 - (2) ボード会議からの計画・活動案
 - (3) 規約の改定
 - (4) ボードメンバーの選任
 - (5) コア会社の承認または除名
 - (6) その他コア会議で議決するものとして定められた事項
- 2 毎年度9月と3月に年2回の開催とするほか、必要がある場合に開催する。
 - 3 ボードメンバー、活動会議体幹事及びコアメンバーが参加できる。
 - 4 議題によりボードメンバーからの要請で JMAAB メンバー以外の参加が可能である。
 - 5 コア会社の代表者が認めれば、活動会議体の参加メンバーと同一である必要はない。

第9条（活動会議体） 本会の活動を進める会議体は以下がある。

- (1) ワーキンググループ
 - (2) 委員会
 - (3) ワークショップ
 - (4) サロン
- 2 ワーキンググループ（以下「WG」）は、MBD を推進する上で、重要な課題について議論を行う。
- (1) 結成にはコア会議の承認を必要とし、活動年度毎に活動の成果物が要求される。
 - (2) WG は、WG の主題の議論にコアメンバーのみが参加できる。ただし、議論に必要な情報収集の為にコアメンバー以外の講師等を招待することは可能である。
 - (3) 活動をまとめる幹事を任命する。
 - (4) 参加企業数は5社以上とする。
- 3 委員会は、教育・ガイドライン等 MBD の推進、外部団体との連携を行う。
- (1) 結成にはコア会議の承認を必要とし、成果物が要求される。
 - (2) 委員会に参加するコアメンバーが推薦し、メンバーの承認があればコアメンバー以外の参加が可能である。
 - (3) 活動をまとめる幹事を任命する。
 - (4) MathWorks の承認により、MathWorks 以外の製品について議論できる。
- 4 ワークショップ（以下「WS」）は、MBD を推進する上でまだ課題が明確になっていない事柄について議論を行う。
- (1) 結成にはコア会議の承認は必要とせず、成果物は必須ではない。
 - (2) WS に参加するコアメンバーが推薦し、メンバーの承認があればコアメンバー以外の参加が可能である。
 - (3) 活動をまとめる幹事を任命する。
 - (4) MathWorks の承認により、MathWorks 以外の製品について議論できる。
- 5 サロンは、本会の活動目的に適うテーマについて広く議論し、参加者が個々に新たな知見や観点を得て MBD の活用・推進のきっかけにする場である。
- (1) 企画・運営は JMAAB が行い、成果物は必須ではない。
 - (2) コアメンバー以外の参加が可能である。
 - (3) 活動をまとめる幹事を任命する必要はない。

第 10 条（MathWorks の参加） より議論が活発化することを目的として、MathWorks は各会議体に対してコアメンバーと同等の権利を有する（サポート名目以外でも、各会議体の議論へ参加可能）。

第 11 条（会費） 本会は任意団体として運営され、会費は徴収しない。

第 12 条（メンバーの義務） 会員は本会が運営する活動会議体、会議、イベントに協力する。

第 13 条（施行） 本規約は 2025 年 9 月 18 日より施行する。

(細則)

1 MathWorks 社との関係について

本会は、MathWorks 社とは独立した任意団体である。本会はオープンな団体として存在し、いかなる企業や団体、個人の活動、またはソフトウェアの開発・販売等を阻害するものではない。

2 コア会社となるための手続き

- (1) 現コアメンバーからの推薦があり、ボード会議で承認を得る
- (2) コア会議で会社内での MBD の取組みなどの発表を行う
- (3) コアメンバーから反対がなければ即時コア会社としてそのコア会議に参加可能となる
- (4) コア会社は、本会からの連絡窓口として代表者を原則 1 名（最大 3 名まで）選任する
- (5) 代表者は、本会からの依頼により各種連絡事項を社内メンバーへ展開し意見の集約などを担当するとともに、各コア会社から各会議体に参加するメンバーの管理を行う
- (6) 継続が困難な場合は、すみやかに社内に別の代表者を譲り JMAAB の活動が阻害されないように努める必要がある。
- (7) 退会の際は事務局に申し出ること。

3 活動会議体の会議運用について

- (1) 会議会場は、参加会社内の会議室等を優先に準備する。
- (2) 必要に応じてオンライン会議を活用する。
- (3) MathWorks 社の拠点やオンライン会議の支援が必要な場合は、事務局へ相談をする。
- (4) 活動会議体は必要に応じて、本会ウェブサイト上に成果物等の掲載が可能である。

4 本会資料について

- (1) コアメンバーは、本会のテンプレートを用いた資料を作成できる。
- (2) 本会のテンプレートを使用する場合、各社の機密マークの使用はできない。
- (3) 会議で使用した資料を公開する場合、公開範囲に応じて閲覧権限、再利用の権限が生じる。
- (4) 公開範囲は、一般公開＞一般メンバー＞コアメンバー＞JMAAB 定義の会議体内部、の 4 つの区分がある。公開と共に資料には 2 次的な利用を許可すると考えて公開すること。
- (5) 会議で使用した公開しない資料については、各社固有の情報、または当該会議体での限定情報として扱う。参加メンバーは、所属企業の秘密情報保持義務と同様の注意をもってこれを取り扱い、許可なく外部に開示・漏洩してはならない。
- (6) 資料を公開した場合、公開対象範囲への連絡を徹底すること。
- (7) 会議資料は基本的に日本語とするが、MathWorks 社との情報共有が想定される資料は、英訳、もしくは英語が併記されることが望ましい。

5 本会名義での講演依頼について

- (1) コアメンバーは、下記に該当する場合、本会名義での講演を受けることができる。
 - ① 活動会議体の活動内容に関する講演依頼

- ② 公益の場（多数の会社が参加できる）での MBD 推進の為に本会名義での講演依頼
- (2) 講演依頼を受けた場合、可能な限り講演前のボード会議にて講演内容の説明をすること。それが難しい場合はメールなどでボードメンバーへの連絡を行う。
- (3) 下記に該当しない限り、本会名義での講演を拒否しない。
 - ① 講演内容に販売促進の資料が含まれる場合
 - ② ただし会社概要の紹介の流れで自社の開発商品を紹介することは、販売促進に該当しない
- (4) 講演に本会資料を使用する際のルールは、以下の通り。
 - ① 本会ウェブサイトに掲載の JMAAB Open Conference 講演資料や、一般公開資料については申告の必要なく使用可能
 - ② 活動会議体内部の公開範囲が限定された資料は、活動会議体メンバー了承の元使用可能
- 6 個人が本会の紹介を行うことについて、申告の必要はない。
- 7 活動体の成果物公開範囲
 - (1) 活動体で作成された成果物は、その公開範囲を活動体内で確定する。
 - (2) 成果物の公開範囲は、アクセス可能な制約に応じて次の 4 通りから選択する。
 - ① 一般公開（制約なし）
 - ② JMAAB 会員限定（本会ウェブサイトへの会員登録者がアクセス可能）
 - ③ コアメンバー限定
 - ④ 活動体参加メンバー限定

以上